

「戸建住宅だけでなく店舗、事務所、倉庫等も確認検査」を行います！

今まで、当センターの「確認検査業務」は戸建て住宅に限らせていただいておりますが、平成30年11月1日から「延べ床面積が500㎡以内かつ階数が2以下の下記の対象建築物」まで、業務の対象を拡大いたしました。

□ 対象建築物

- (1) 法第6条第1項第1号又は第3号に規定する建築物のうち、法第68条の10第1項の規定に基づき認定を受けたもの
- (2) 法第6条第1項第4号に規定する建築物

添付図書等について改訂を行いましたので、申請に際しましてはご注意ください

- (1) 現地調査票
- (2) 建築基準関係規定チェックリスト
- (3) 業務約款

■ 安全・安心で迅速な確認申請・完了検査を行います。

安全・安心な建物づくりのためには、確認検査の業務の公正かつ適確な実施が極めて重要なことから、当センターでは、事前相談・事前審査を受け付けていますので、是非ご利用ください。また、現場検査をお急ぎの場合、休日でも行いますので、事前にご相談ください。

■ 確認申請の手数料を減額いたします。

確認申請に併せて、適合証明、住宅性能評価、長期優良住宅技術的審査の併願申請等により手数料が減額できますので、ご希望の方はご相談ください。

- ポイントサービスに、午前中の特典「おはようポイント」をご利用ください。
- お茶やコーヒー等の準備をしておりますので、気軽にお立ち寄りください。
職員一同、皆様のご来所をお待ちしております！

お問い合わせ先 (一財) 宮崎県建築住宅センター 〒880-0913 宮崎市恒久 1-7-14
Tel : 0985-50-5586 (確認検査部) Fax : 0985-50-5621